

議案第60号

さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例

さいたま市清掃センター条例（平成13年さいたま市条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>さいたま市クリーンセンター大崎</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市東部環境センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	さいたま市クリーンセンター大崎	[略]	[略]		さいたま市東部環境センター	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>さいたま市クリーンセンター大崎</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市鈴谷清掃工場</td><td>さいたま市中央区鈴谷1丁目510番地</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>さいたま市東部環境センター</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市岩槻環境センター</td><td>さいたま市岩槻区大字笹久保1339番地</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	さいたま市クリーンセンター大崎	[略]	さいたま市鈴谷清掃工場	さいたま市中央区鈴谷1丁目510番地	[略]		さいたま市東部環境センター	[略]	さいたま市岩槻環境センター	さいたま市岩槻区大字笹久保1339番地	[略]	
名称	位置																								
さいたま市クリーンセンター大崎	[略]																								
[略]																									
さいたま市東部環境センター	[略]																								
[略]																									
名称	位置																								
さいたま市クリーンセンター大崎	[略]																								
さいたま市鈴谷清掃工場	さいたま市中央区鈴谷1丁目510番地																								
[略]																									
さいたま市東部環境センター	[略]																								
さいたま市岩槻環境センター	さいたま市岩槻区大字笹久保1339番地																								
[略]																									

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。